

令和7年度 事業承継促進事業補助金【募集要領】

令和7年度 事業承継促進事業補助金の募集要領は以下のとおりですので、補助金交付要綱の内容を確認いただいたうえで、申請をお願いいたします。

1. 目的

事業承継計画の策定から事業承継までの各種手続きに要する経費の一部を補助することにより、本市における事業承継の拡大を図り、地域経済の活力維持と更なる新陳代謝の促進に寄与することを目的とします。

2. 補助対象者

以下の(1)～(8)の要件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 経営資源を他者に譲り渡す予定の中小企業者（個人事業主を含む。以下「被承継者」という。）又は経営資源を他者から譲り受ける者（以下「承継者」という。）であること。
- (2) 福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けながら事業承継計画を作成し、事業承継に取り組む被承継者又は承継者であり、かつ、同センターからの推薦を受けたものであること。
- (3) 被承継者について、県内嶺北地域（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）に主たる事業所を有する法人又は個人であること。
- (4) 承継者について、法人にあっては市内に主たる事業所を、個人にあっては市内に住民票を有している者であること。
- (5) 承継者が、事業承継後も引き続き市内で事業を継続すること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) これまでに事業承継促進事業補助金交付要綱に基づく交付決定を受けたことがないこと。
- (8) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

3. 補助対象事業

以下の(1)～(4)の要件を全て満たす、要綱第2条の目的に資する事業承継であることが必要です。

- (1) 承継する事業が、福井県信用保証協会の定める保証対象業種であること。
- (2) 同一の経費について、国、県、市その他の公的機関が実施する補助を受けている事業でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない事業所でないこと。
- (4) 支店、支社、フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと。

4. 補助限度額及び補助率

補助限度額及び補助率は以下のとおりです。なお、審査の過程において、個別経費の内容等を精査し、申請額より減額する場合がありますのであらかじめご了承ください。予算額に達した時点で終了します。

- (1) 補助限度額 20万円
- (2) 補助率 1/2

5. 補助期間

- (1) 開始日 交付決定日
- (2) 終了日 令和8年3月31日(月)

補助事業終了後60日を経過する日又は、令和8年3月31日(月)のいずれか早い日までに、支払いを終え、実績報告書等を提出する必要があります。

6. 補助申請期間

令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)

7. 補助対象経費

経費	補助対象経費
会社の承継・ 設立に係る経 費	・動産・不動産の登記に係る書類作成費用(税金、収入印紙代、各種証明書交付手数料等を除く。) ・事業承継に係る専門家への謝金・委託料(課題分析の委託料、事業用資産や企業価値の算出・分析費用(デューデリジェンス)等) ・許認可の申請に係る費用(税金、収入印紙代、各種証明書交付手数料等を除く。)

(1) 補助対象となる経費は、次の事項を全て満たすものとなります。

- ・使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できること。
- ・領収書、振込依頼書、請求書などの証拠資料等によって金額及び内訳が確認できること。
- ・契約日、発注日等の全てが交付決定日以降であること。
- ・支払日が実績報告日前であること。

(2) 下記に該当する経費は対象となりません。

- ・承継する事業について、国、地方公共団体、独立行政法人から、同一の経費について補助を受けている事業経費
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ・金融機関などへの振込手数料(取引価格の内数になっている場合を除く。)
- ・専門家への顧問料

- ・個別具体的な案件に関する訴訟やトラブル対応に係る経費
- ・M&A等の成功時に支払う成功報酬に係る費用
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(3) その他

- ・同一事業承継計画での交付申請は3回を上限とする。また、同一の経費についての交付申請は承継者、被承継者いずれか1回に限ります。
- ・支払は銀行振込又は現金で行ってください。他の支払方法は原則認められません。

8. 申請方法

- ・福井県事業承継・引継ぎ支援センターに、問い合わせをお願いします。
- ・申請書等の様式は、同センターにて配布します。
- ・申請書類提出後の書類の差し替え、追加提出は原則行いません。
- ・提出された申請書等は返却いたしません。

9. 取り消し

交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消しを受けた者が既に補助金の交付を受けているときは、当該取り消しにかかる金額を指定の日までに返還していただきます。

- (1) 交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的に反したとき。
- (5) 承継する事業について、国、県、市その他の公的機関が実施する補助を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

10. 問い合わせ先

○福井県事業承継・引継ぎ支援センター

〒918-8580 福井市西木田2-8-1 (福井商工会議所ビル8階)

連絡先：0776-33-8279

E-mail：info@fukui-shoukei.go.jp

○福井市 商工労働部 商工労政課

〒910-0858 福井市手寄1-4-1 (アオッサ5階)

連絡先：0776-20-5325

E-mail：syoukou@city.fukui.lg.jp